

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
株式会社ネットマーケティング
代表取締役社長 宮本 邦久

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年9月27日（水曜日）午後6時30分（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月28日（木曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階 EBiS303 カンファレンススペースBC
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には書面で通知またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.net-marketing.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴い個人消費に持ち直しの動きが見られ、総じて緩やかな景気回復基調が続いております。

当社グループが事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は平成28年の1年間で推計1億84万人（前年比38万人増）、人口普及率は83.5%（前年比0.5%増）と高い水準を維持しております（注）。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの普及率も51.0%と前年と比べ2.1%上昇しております（注）。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスは更なる市場拡大が期待されております。

こうした環境のもと、当社グループは、中核事業である広告事業の拡販、「Omiai」を主軸としたメディア事業の収益基盤の確立を中心に、事業拡大に向けた取り組みを進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は98億68百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益は4億41百万円（前年同期比61.3%増）、経常利益は4億23百万円（前年同期比54.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億96百万円（前年同期比68.1%増）となりました。

（注）出所：総務省「平成28年通信利用動向調査」

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業は、主にアフィリエイト広告に特化したエージェントとして、広告プロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して提供するアフィリエイトエージェント事業を主力のサービスとして提供しております。

当事業においては、エステや人材関連等を扱う「サービス」カテゴリーが好調に推移した結果、当事業の売上高は74億57百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益は5億22百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

② メディア事業

メディア事業は、Facebook連動型マッチングサービス事業として恋愛マッチングサービスの「Omiai」やソーシャルジョブマッチングサービスの「Switch.」を提供しております。

「Omiai」につきましては、持続的な収益の拡大を実現するため、サービスの拡充や効率的な会員獲得手法の確立に取り組んでおり、平成29年6月にはサービス開始以降の累計会員数が220万人を突破いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は24億13百万円（前年同期比64.5%増）、セグメント利益は3億5百万円（前年同期比90.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、48百万円です。セグメント別の投資額は、メディア事業45百万円（ソフトウェア）、全社共通部門2百万円（社内インフラ整備等）であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成29年3月31日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場し、公募増資により2億93百万円、また平成29年5月9日に第三者割当増資により1億51百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、コア事業の持続的成長による経営基盤のさらなる強化を図り、ネット業界特有の事業環境の変化にも柔軟に対応できる強い企業体質を目指しております。将来にわたって確実に利益を出し続ける企業創りに専念し、その先のさらなる飛躍につなげてまいり所存であります。その推進に当たり、下記の事項を対処すべき課題としてとらえ、対応に取り組んでおります。

1. 広告事業

① 高利益構造への転換

当社グループの事業は、代理店ビジネスという特質、さらには当社グループの強みであるコンサルティング力の強化に伴う内部コストの増加という観点から、利益が圧迫され易い傾向にあります。当連結会計年度におきましても、営業ターゲットを大型案件へ集中させることで売上高の拡大に努めましたが、利益率は前期比で低下いたしました。

特に、比較的利益率の高かった大型案件の取引を、広告主側の経営環境の変化に伴い期中に停止したことから、他案件のアップセル並びに新規案件開拓で売上高は微増までリカバリーいたしました。利益率は下がっております。

今後は、収益構造の改善を図るために、これまで培ってきた当社付加価値をさらに高めるとともに、顧客への直接営業による高利益率案件の新規受注を増やし、代理店経由での受注においても新規受注案件に限らず既存稼働案件も含めて、利益率改善の取り組みを推進しております。また、経営資源の効果的な配分、システム化の推進等により業務効率の高い体制作りを推進し、販売管理費の抑制を図っております。

② 特定の商材、顧客への依存解消

アフィリエイト広告専門のエージェントとして、競合他社との差別化を図りシェアの拡大を進めておりますが、コンサルティング型の事業の特質から特定の商材（金融、美容等）の売上構成比が高く、当該市況等の外部的な要因を受け易い傾向があります。加えて、販売先上位数社で当社グループの当該事業セグメント売上高の7割強を占め、特定顧客さらには特定代理店への依存度が非常に高くなっており、それらの取引先の動向及びそれらの取引先との取引の動向により業績が左右され易い面があります。現に、当連結会計年度において、比較的利益率の高かった大型案件の取引を、広告主側の経営環境の変化に伴い期中に停止した事例が発生いたしております。

今後、収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るために「EC案件等をターゲットとしたシステムの構築」、並びに「顧客基盤の拡大に向けたリレーション活動の強化」、「ターゲット商材における広告運用ノウハウの蓄積」等により新規顧客開拓を進め、バランスの良い顧客ポートフォリオの実現に努めてまいります。

2. メディア事業

「Omiai」のさらなる収益拡大

高い成長が期待できるソーシャルアプリ市場において、平成24年2月にサービスを開始した「Omiai」は、これまで会員の獲得、ブランドの確立を最優先に、積極的な投資を行ってまいりました。平成29年6月現在で、累計会員数226万人、累計マッチング組数935万組に達しており、既に収益の基盤としての地位を確立するとともに、安心・安全な出会いの場を提供するサービス運営を徹底し、ブランドの確立にも努めてまいりました。今後は、より効果的な会員獲得手法を追求するとともに、サービスの拡充等で会員有料化率、ARPPU（1人当たりの課金額）等のKPIのさらなる改善を図り、収益の持続的な成長を目指してまいります。

さらに、「Omiai」はFacebookユーザーをターゲットとしたサービスですが、今後Facebook以外のユーザー層の取り込み、グローバル市場への展開についても検討してまいります。

	平成25年 6月末	平成26年 6月末	平成27年 6月末	平成28年 6月末	平成29年 6月末
累計会員数 (万人)	26	59	101	150	226
累計マッチング組数 (万組)	73	183	327	526	935

(注) マッチング組数とは、会員がプロフィール情報の閲覧により興味を持った他の会員と1対1で連絡をとるためのお互いの意思確認が行われた組数をいいます。また、累計マッチング組数とは、当社がサービスの提供を開始して以来成立したマッチング組数の累計をいいます。

3. 優秀な人材の育成及び確保

当社グループは、持続的な事業収益の拡大をしていくためには人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 平成26年6月期	第11期 平成27年6月期	第12期 平成28年6月期	第13期 (当連結会計年度) 平成29年6月期
売上高 (千円)	6,618,802	8,524,183	8,823,627	9,868,130
経常利益 (千円)	268,569	419,011	274,757	423,773
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	158,040	270,869	176,632	296,944
1株当たり 当期純利益 (円)	24.34	41.72	27.21	45.03
総資産 (千円)	2,069,738	2,924,244	2,834,808	3,908,094
純資産 (千円)	401,348	689,700	850,912	1,613,914
1株当たり純資産 (円)	61.82	106.24	131.07	230.76

- (注) 1. 当社は、第11期より連結計算書類を作成しております。なお、第10期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、平成27年6月4日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第10期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Net Marketing International, Inc.	米国カリフォルニア州	1百万米ドル	100%	メディア事業

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
広告事業	・アフィリエイトエージェント事業
メディア事業	・Omiai事業 ・Switch事業

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
111名	13名増

(注) 臨時雇用者（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	160,004 千円
株式会社三井住友銀行	120,000 千円
株式会社みずほ銀行	47,521 千円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,994,000株

(3) 株主数 2,115名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮本 邦久	1,854,100 株	26.51 %
長野 貴浩	1,213,500	17.35
MICアジアテクノロジー投資事業有限責任組合	428,270	6.12
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合	368,713	5.27
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	237,100	3.39
株式会社アドウェイズ	196,000	2.80
株式会社SBI証券	179,700	2.57
株式会社アイレップ	177,000	2.53
投資事業組合オリックス10号	171,400	2.45
島田 大介	110,000	1.57

(注) 当社は自己株式を保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	新株予約権の払込金額	行使価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権	917個	458,500株	無償	180円	平成27年10月1日から平成35年5月26日まで	取締役(注1)	729個	364,500株	3名
						社外監査役	20個	10,000株	1名
第2回新株予約権	235個	23,500株	無償	500円	平成28年7月24日から平成36年5月26日まで	取締役(注1)	225個	22,500株	1名

(注) 1. 社外取締役は含まれておりません。

2. 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。また、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記株式数及び権利行使価額は、当該調整後の株式数及び権利行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
宮本邦久	代表取締役社長	
長野貴浩	取締役副社長	管理本部管掌
松本英樹	取締役	広告事業本部管掌
山邊圭介	取締役	Roland Berger Pte. Ltd. パートナー 近藤工業株式会社 社外取締役
友常清	常勤監査役	
新井努	監査役	新井公認会計士事務所 所長 株式会社サイト 代表取締役 株式会社エール 代表取締役 有限責任大有監査法人 代表社員 株式会社Gunosy 社外監査役
中野丈	監査役	スプリング法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役山邊圭介氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役友常清氏、同 新井努氏、同 中野丈氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役山邊圭介氏、監査役友常清氏、同 新井努氏、同 中野丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役新井努氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役中野丈氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役4名 50,800千円（うち社外1名 1,200千円）

監査役3名 10,800千円（うち社外3名 10,800千円）

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

2. 監査役の報酬限度額は、平成26年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山邊圭介氏は、Roland Berger Pte. Ltd. のパートナーであります。なお、当社はRoland Berger Pte. Ltd. との間に取引関係はございません。
 - ・監査役新井努氏は、新井公認会計士事務所の所長、株式会社サイト及び株式会社エールの代表取締役、有限責任大有監査法人の代表社員であります。なお、当社は各社との間に取引関係はございません。
 - ・監査役中野丈氏は、スプリング法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社はスプリング法律事務所との間に取引関係はございません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山邊圭介氏は、近藤工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社は近藤工業株式会社との間に取引関係はございません。
 - ・監査役新井努氏は、株式会社Gunosyの社外監査役であります。なお、当社は株式会社Gunosyとの間に取引関係はございません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	活 動 状 況
取締役 山 邊 圭 介	当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席いたしました。幅広い業界における豊富なコンサルティング経験を通じて培われた高い見識と多角的な視点から、取締役会の意思決定の適正を確保するための意見、助言を適宜おこなっております。
監査役 友 常 清	当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席し、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。財務業務や内部監査業務において豊富な経験を有しており、経営全般に渡り、コンプライアンスや内部統制を踏まえた意見等を適宜述べております。
監査役 新 井 努	当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席し、監査役会14回のうちすべて出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から、経理面を中心に経営の健全性を踏まえた意見等を適宜述べております。
監査役 中 野 丈	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する発言を述べております。

二. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が原因となった職務遂行が善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、株式公開に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (5) 会計監査人が過去2年間に受けている業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。(最終改定 平成28年8月18日)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ③ コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
- ④ 監査役会及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑤ 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
- ⑥ 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険に対処するため、各種社内規程及びマニュアル等を整備し、適宜最適化する。
- ② 取締役会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
- ③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役会を補完する目的で、社長ならびに本部長以上で構成される経営会議を原則毎週1回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
- ③ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - ② 監査役がその職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役がその職務を補助する使用人は、監査役からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ② 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告する。
 - ③ 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

- (8) 子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
監査役は、子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- (10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
 - ② 監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人から情報を収集することができる。
 - ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
 - ② 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社取締役会における決議内容の概要

当連結会計年度において、取締役会を20回開催しており、事業拡大等のための投資計画、組織変更や重要人事、重要な規程の改定等を決議しております。

(2) コンプライアンス推進体制

コンプライアンス研修や、個人情報保護に関する研修、セキュリティ研修、インサイダー取引防止に関する研修等の勉強会を実施し、法令遵守の重要性を再確認するとともに、コンプライアンス推進体制の維持向上に努めました。

(3) 監査役監査

当連結会計年度において、監査役会を14回開催しており、監査役間での意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役へのヒアリング、内部監査室との連携等を通じて監査役監査を行いました。さらに、会計監査人による監査の独立性、適正性を監視し、四半期毎に会計監査人からの報告を受ける他、必要に応じて説明を求め、情報交換を行いました。

(4) 内部監査

内部監査室が「内部監査規程」に基づき当社及びグループ会社の内部監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制については「内部統制規程」に基づき評価を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) なお、本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,504,323	流動負債	2,054,164
現金及び預金	2,243,671	買掛金	1,431,956
売掛金	1,233,000	1年内返済予定長期借入金	87,509
繰延税金資産	11,774	未払金	289,935
その他	28,631	未払法人税等	113,910
貸倒引当金	△12,755	その他	130,853
固定資産	403,770	固定負債	240,016
有形固定資産	16,550	長期借入金	240,016
建物	21,715	負債合計	2,294,180
工具、器具及び備品	26,468	(純資産の部)	
減価償却累計額	△31,634	株主資本	1,598,672
無形固定資産	120,829	資本金	366,345
ソフトウェア	120,829	資本剰余金	356,345
投資その他の資産	266,390	利益剰余金	875,981
敷金及び保証金	247,509	その他の包括利益累計額	15,241
繰延税金資産	18,839	為替換算調整勘定	15,241
その他	41	純資産合計	1,613,914
資産合計	3,908,094	負債・純資産合計	3,908,094

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,868,130
売上原価	7,336,576
売上総利益	2,531,553
販売費及び一般管理費	2,090,141
営業利益	441,411
営業外収益	
受取利息	22
受取手数料	117
その他	41
合計	181
営業外費用	
支払利息	1,823
支払保証料	572
株式公開費用	13,960
その他	1,462
合計	17,818
経常利益	423,773
税金等調整前当期純利益	423,773
法人税、住民税及び事業税	144,547
法人税等調整額	△17,719
当期純利益	296,944
親会社株主に帰属する当期純利益	296,944

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計	
当 期 首 残 高	136,820	126,820	579,036	842,676	8,236	8,236	850,912
当期変動額							
新株の発行	222,345	222,345		444,691			444,691
新株の発行(新株予約 権の行使)	7,180	7,180		14,360			14,360
親会社株主に帰属する 当期純利益			296,944	296,944			296,944
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					7,005	7,005	7,005
当期変動額合計	229,525	229,525	296,944	755,996	7,005	7,005	763,001
当 期 末 残 高	366,345	356,345	875,981	1,598,672	15,241	15,241	1,613,914

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	Net Marketing International, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～7年
工具、器具及び備品	3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」(前連結会計年度 76,609千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」(前連結会計年度 158千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(2) 会計上の見積りの変更

(耐用年数等の変更)

当社は平成30年3月に本店移転を予定しており、この移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃貸契約に伴う原状回復義務については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、支出発生までの見込期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

当該変更に伴う影響額は、軽微であります。

(3) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	6,492,000株	502,000株	—	6,994,000株

- (2) 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	第1回新株予約権	第1回新株予約権（2）	第2回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	458,500株	37,000株	23,500株
新株予約権の残高	917個	74個	235個

(注) 平成25年6月28日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。また、平成27年6月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記株式数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

- (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入及び新株の発行により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として、現在の本社オフィス及び移転先の本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。また、法務局に対して資金決済法に関する法律に基づき供託しておりますが、リスクは軽微だと判断しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金として調達したものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,243,671	2,243,671	—
(2) 売掛金	1,233,000		
貸倒引当金(※1)	△12,755		
	1,220,245	1,220,245	—
(3) 敷金及び保証金	211,309	189,855	△21,453
資産計	3,675,227	3,653,773	△21,453
(1) 買掛金	1,431,956	1,431,956	—
(2) 未払金	289,935	289,935	—
(3) 長期借入金(※2)	327,525	326,935	△589
負債計	2,049,416	2,048,826	△589

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1)買掛金 (2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年6月30日
敷金及び保証金	36,200

上記については、資金決済に関する法律に基づく供託金であり、返還時期を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)敷金及び保証金」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 230円76銭
- (2) 1株当たり当期純利益 45円03銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割(簡易吸収分割))

当社は、平成29年7月21日開催の取締役会において、Switch事業を会社分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、株式会社オープンキャリアに承継することについて、分割契約の締結を決議し、同日、分割契約を締結いたしました。

(1)会社分割の目的

当社は、安定成長の収益基盤である広告事業と高収益な成長ドライバーであるメディア事業の2つの事業をコア事業として展開しております。広告事業はアフィリエイト広告の専業代理店としてコンサルティングサービスを提供しており、メディア事業はFacebookを活用した安心・安全な出会いを提供する恋愛マッチングサービス「Omiai」とFacebookをプラットフォームとして登録ユーザーと求人企業のマッチングを支援するソーシャルジョブマッチングサービス「Switch」を運営しております。

当社は、市場規模が伸張する国内オンライン恋活・婚活マッチングサービス市場において、当社ブランドのマッチングサービスのシェア拡大を図ることが、当社全体の持続的成長ならびに企業価値向上に繋がるとの経営判断に至りました。本会社分割により、経営資

源をマッチングサービスへ集中させ、経営効率の向上を図っていくことを目的といたしております。

(2) 分割する部門の事業内容

Facebookをプラットフォームとし、登録したユーザーと求人企業のマッチングを支援するソーシャルジョブマッチングサービス「Switch」を運営しております。

(3) 分割する部門の経営成績（平成29年6月期）

売上高 95,927千円(内部取引相殺後)

(4) 対象の事業が含まれていたセグメント

メディア事業

(5) 会社分割の形態

当社を分割会社とし、株式会社オープンキャリアを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）であります。

(6) 会社分割の当事会社の概要 (平成29年6月30日現在)

	分割会社	承継会社
① 名称	株式会社ネットマーケティング	株式会社オープンキャリア
② 所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号	東京都渋谷区桜丘町22番14号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 邦久	代表取締役 田中 俊彦
④ 事業の内容	メディア事業、広告事業	人材紹介業、求人メディア事業
⑤ 資本金	366,345,600円	5,000,000円
⑥ 設立年月日	平成16年7月9日	平成26年11月13日
⑦ 発行済株式数	6,994,000株	500株
⑧ 決算期	6月30日	10月31日
⑨ 大株主及び持株比率	宮本 邦久 26.51% 長野 貴浩 17.35% MICアジアテクノロジー投資 事業有限責任組合 6.12% MICイノベーション4号投資 事業有限責任組合 5.27% BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS 3.39%	株式会社アイモバイル 100.00%

(7) 会社分割の日程

分割契約承認取締役会： 平成29年7月21日
 分割契約締結日： 平成29年7月21日
 分割予定日(効力発生日)： 平成29年9月1日
 金銭交付日： 平成29年9月1日

なお、本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の要件を満たすため、株主総会の承認を経ずに行うものであります。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,419,124	流動負債	2,053,906
現金及び預金	2,158,473	買掛金	1,431,956
売掛金	1,233,000	1年内返済予定長期借入金	87,509
貯蔵品	374	未払金	289,767
前渡金	840	未払費用	2,164
前払費用	24,332	未払法人税等	113,821
繰延税金資産	11,774	前受金	73,740
その他	3,084	預り金	3,236
貸倒引当金	△12,755	その他	51,712
固定資産	498,361	固定負債	240,016
有形固定資産	16,550	長期借入金	240,016
建物	21,715	負債合計	2,293,922
工具、器具及び備品	26,468	(純資産の部)	
減価償却累計額	△31,634	株主資本	1,623,563
無形固定資産	120,829	資本金	366,345
ソフトウェア	120,829	資本剰余金	356,345
投資その他の資産	360,981	資本準備金	356,345
関係会社株式	94,591	利益剰余金	900,872
長期前払費用	41	その他利益剰余金	900,872
敷金及び保証金	247,509	繰越利益剰余金	900,872
繰延税金資産	18,839	純資産合計	1,623,563
資産合計	3,917,486	負債・純資産合計	3,917,486

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,868,130
売 上 原 価		7,336,576
売 上 総 利 益		2,531,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,087,589
営 業 利 益		443,963
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 手 数 料	117	
そ の 他	41	181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,823	
支 払 保 証 料	572	
為 替 差 損	1,391	
株 式 公 開 費 用	13,960	
そ の 他	70	17,818
経 常 利 益		426,325
税 引 前 当 期 純 利 益		426,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144,460	
法 人 税 等 調 整 額	△17,719	126,741
当 期 純 利 益		299,584

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	136,820	126,820	126,820	601,288	601,288	864,928	864,928
当期変動額							
新株の発行	222,345	222,345	222,345			444,691	444,691
新株の発行(新 株予約権の行 使)	7,180	7,180	7,180			14,360	14,360
当期純利益				299,584	299,584	299,584	299,584
当期変動額合計	229,525	229,525	229,525	299,584	299,584	758,635	758,635
当 期 末 残 高	366,345	356,345	356,345	900,872	900,872	1,623,563	1,623,563

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～7年

工具、器具及び備品 3～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」(前事業年度 76,609千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」(前事業年度 158千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数等の変更)

当社は平成30年3月に本店移転を予定しており、この移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、不動産賃借契約に伴う原状回復義務については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、支出発生までの見込期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

当該変更に伴う影響額は、軽微であります。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,491千円
貸倒引当金	3,936 "
減価償却超過額	16,715 "
その他	3,470 "
繰延税金資産小計	30,614千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	30,614千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主 (個人)	宮本邦久	(被所有) 直接 26.51	当 社 代表取締役	当社銀行借入に 対する債務被保証 (注2)	7,517	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役宮本邦久より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 232円14銭
(2) 1株当たり当期純利益 45円43銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月23日

株式会社ネットマーケティング
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネットマーケティングの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネットマーケティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月23日

株式会社ネットマーケティング
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネットマーケティングの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 8月23日

株式会社ネットマーケティング監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	友 常	清	㊟
監 査 役 (社外監査役)	新 井	努	㊟
監 査 役 (社外監査役)	中 野	丈	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、事業の拡大に伴い人員が増加し、現本店オフィスが手狭になったため、本店を移転することを決定しました。本店移転に伴い、定款の本店所在地を東京都港区に変更したく存じます。なお、本変更については、平成30年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転の効力発生日経過後に削除するものいたします。
- (2) 以上の他、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社ネットマーケティングと称し、英文では、Net Marketing_ Co. Ltd. と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社ネットマーケティングと称し、英文では、Net Marketing Co. Ltd. と表示する。
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
(新 設)	附 則 第1条 <u>第3条の規定変更は、平成30年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 監査役1名選任の件

当社は、監査体制の一層の強化を図るため監査役を増員することとし、監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
増山 雅美 (昭和24年6月1日)	昭和49年4月 株式会社第二精工舎（現セイコーインスツル株式会社）入社 平成15年3月 同社EDA事業部長 平成16年2月 株式会社ジーダット入社 事業推進部長 平成17年6月 同社取締役、経営企画部長 平成25年3月 当社入社、管理本部長 平成25年6月 当社執行役員管理本部長 兼 総務部長 平成27年11月 当社執行役員管理本部長 兼 人事総務部長 平成28年10月 当社管理本部副本部長 兼 人事総務部長 平成29年7月 当社管理本部副本部長（現任）	—

- (注) 1. 増山雅美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏を監査役とした理由は以下のとおりです。
 同氏は、上場会社における取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社入社以降は財務経理部、経営管理部、人事総務部を統括する管理本部長を務め、現在は管理本部副本部長として組織全体のリスク管理及び企業統治に係る業務へ従事してまいりました。これら経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができ、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から当社の経営全般に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、同氏が監査役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額またはあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限りです。

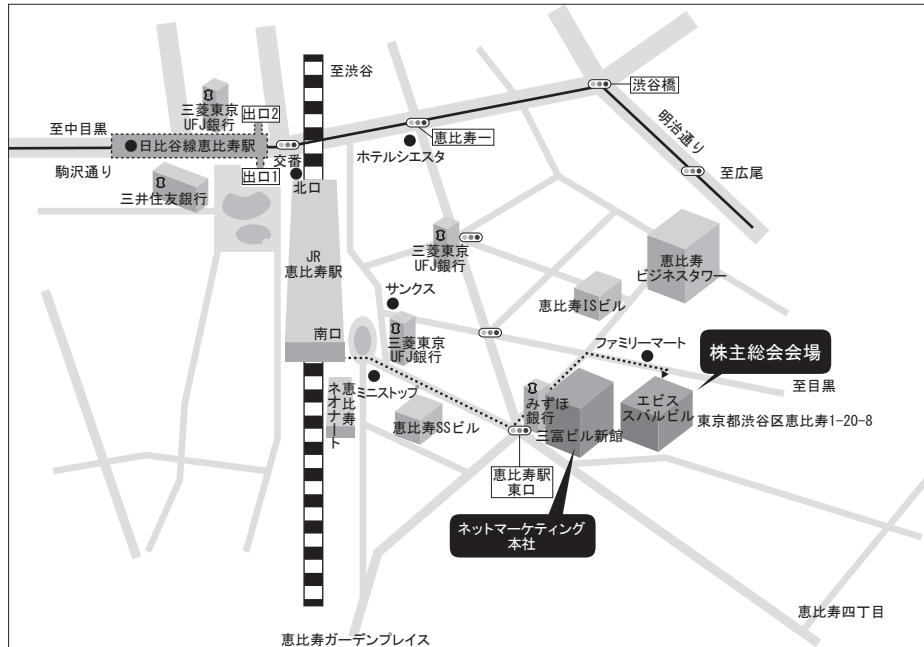
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階 EBiS303 カンファレンススペースBC

電 話 0120 - 303557 (フリーダイヤル)

交通機関 JR線「恵比寿駅」東口より徒歩3分
日比谷線「恵比寿駅」出口1より徒歩5分



※ご入場の際には、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。